

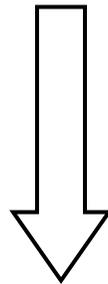
犯罪被害給付制度の沿革

年 月 日	犯給法の改正等	社会的動向
S49.8.30		三菱重工ビル爆破事件
		公的な犯罪被害者補償制度の必要性
S55.5.1	「犯罪被害者等給付金支給法」成立	
S56.1.1	「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
H7.3.20		地下鉄サリン事件
		犯罪被害給付制度の拡充等の要望
H9.4.1	「犯罪被害者等給付金支給法施行令」改正 ・障害給付金の障害等級拡大 (1級～3級 1級～4級)	
H13.7.1	「犯罪被害者等給付金支給法」改正 (法律名「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と改名) ・障害給付金の障害等級拡大 (1級～4級 1級～14級) ・重傷病給付金の新設	→ 附帯決議 ・親族間の犯罪に係る支給制限については、深刻化するDV等の現状及び世論の動向を踏まえ、検討を行うこと。
H17.4.1		「犯罪被害者等基本法」施行
H17.12.27		「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
H18.4.1	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令及び同施行規則」改正	→ 政令～重傷病給付金の支給要件緩和、支給対象期間の拡大 規則～親族間犯罪における支給制限の緩和

犯罪被害給付制度の理念

- ・不法行為制度の補完
(加害者側に資力がない等、事実上損害賠償制度で救済されないことが多いという実情)
- ・補償制度間における救済上の不均衡の是正
(様々な補償制度が法制化された一方で、犯罪被害者を救済する制度の不存在)
- ・刑事政策上の不均衡の是正
(加害者の処遇が図られている反面、被害者に対する救済の不存在)

経済的困窮
精神的不安



不均衡感
法秩序への不信感

社会連帯共助の精神に基づく被害者の精神的・経済的被害からの回復への支援

国が一般財源(税金)により一定金額を支給
= 社会全体により犯罪発生リスクを分散して負担

給付金の種類と額

(いずれも一時金)

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

重傷病給付金

重傷病(加療1か月以上、かつ、3日以上
の入院(精神疾患については、3日
以上労務に服することができない程度
の症状))になった場合、医療費の自己負担
相当額を1年を限度として支給

遺族給付金

被害者が死亡前に療養
を要した場合、療養について
の被害者負担額も支給

支給額(最高額～最低額)
1,573万円～320万円

障害給付金

1級～14級に支給
支給額(最高額～最低額)
1,849.2万円～18万円

被害者本人

被害者本人

遺族

犯罪被害によって生じた様々な損失による経済的負担の軽減を図るため、用途を問わず支給される。

支給対象者等

対象となる犯罪被害
日本国内又は国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害をいう。

支給が受けられる被害者又は遺族の資格
日本国籍を有する又は日本国内に住所を有する人。
当該被害の原因となった犯罪行為が行われた当時、日本国内に住所を有していた外国人も対象となる。

支給を受けられる人

遺族給付金

亡くなられた被害者の第一順位遺族

遺族の範囲と順位

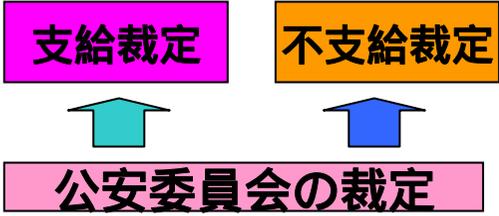
- 1 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の
子 父母 孫 祖父母
兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の
子 父母 孫 祖父母
兄弟姉妹

重傷病給付金

犯罪行為によって、重傷病を負った被害者本人

障害給付金

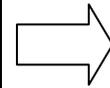
障害が残った被害者本人



住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請
ただし、犯罪行為の発生を知った日から2年、また、発生した日から7年を経過したときは、することができない。

他法令による給付等との調整

遺族給付金及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、被害者又は遺族に対し、労災保険法その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付の限度において支給しない。

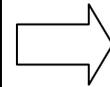


調整対象となる災害給付の種類

- ・労働災害補償保険法
- ・国家公務員災害補償法
- ・地方公務員災害補償法
- ・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- ・自動車損害賠償保障法など27の法律

・国民年金保険法
・厚生年金保険法
・国家公務員共済組合法
・地方公務員等共済組合法
による年金等については、**調整対象外**

重傷病給付金は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、被害者に対し法令の規定により療養に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。



調整対象となる療養給付の種類

健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により行われるべき療養に関する給付。

例:労働災害補償保険法に係る療養に関する給付
自動車損害賠償保障法に基づく傷害による損害についての給付

など

犯罪被害を原因として被害者又は遺族が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付金を支給しない。

これまでの運用実績(平成18年3月末現在)

被害者数 5,568人
(申請者数 8,346人)

支給被害者数 4,980人
(裁定・決定者数 7,657人)

支給裁・決定額 約169億7,100万円

平成13年犯給法改正以来の一被害者当たり
の平均支給額

遺族給付金 約475万円

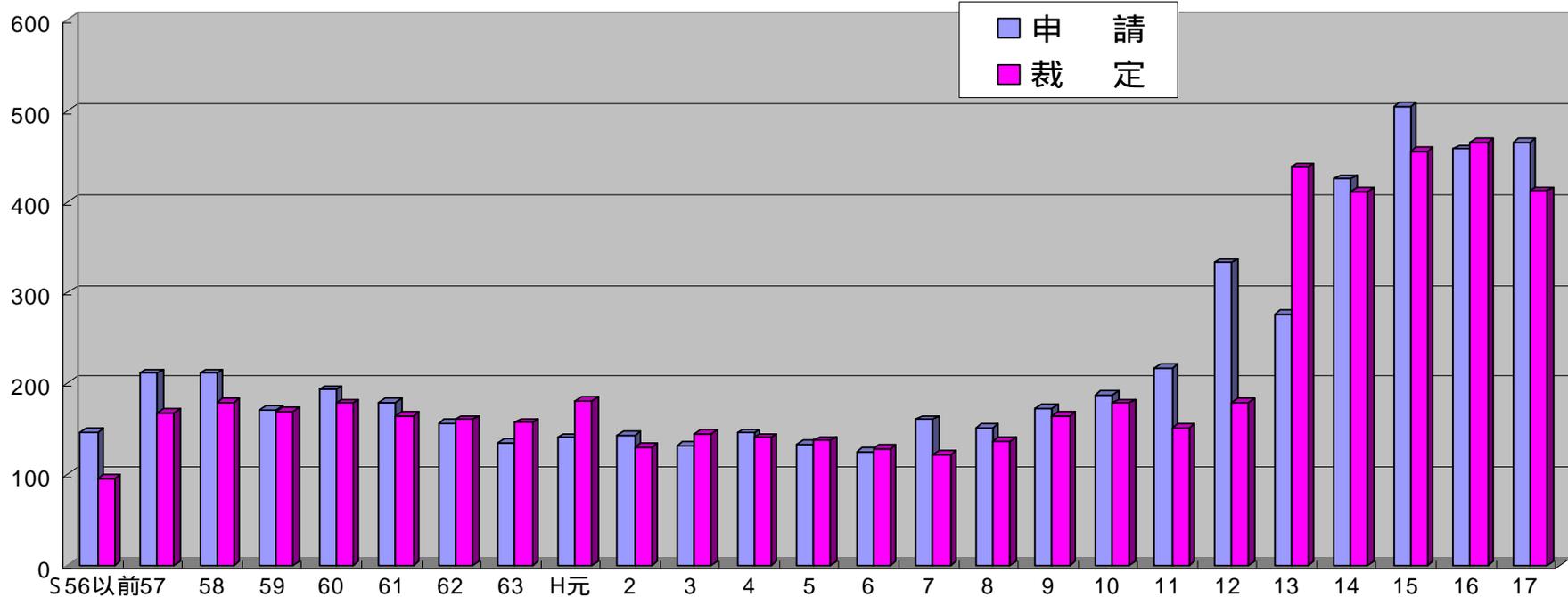
重傷病給付金 約15万円

障害給付金 約240万円

犯罪被害者等給付金の支給申請及び裁定の推移

	S56以前	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	累計
		遺族	重傷病	障害	計																					
申請件数	145	208	206	167	191	178	153	131	137	139	127	138	129	120	148	144	148	177	203	309	231	262	247	235	258	4,554
裁定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	107	163	135	126	550
申請額	1	3	5	4	2	1	3	4	3	4	4	7	4	5	12	7	12	10	14	24	26	56	95	88	81	464
裁定額	95	163	176	166	175	162	157	155	177	142	137	136	130	124	115	131	155	174	138	168	412	284	251	233	220	4,363
申請額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	80	127	147	117	476
裁定額	0	4	3	3	3	2	3	2	4	1	7	4	7	4	6	5	9	4	13	11	21	47	78	85	75	401
申請額	308	471	558	543	505	506	539	540	526	408	504	514	513	494	486	498	542	618	527	615	1,379	941	1,020	1,044	949	15,551
裁定額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	11	18	23	17	69
申請額	0	21	11	11	14	15	11	16	23	8	25	30	32	10	37	24	55	11	60	40	117	174	220	180	167	1,313
裁定額	308	493	569	555	519	521	551	556	549	416	529	545	545	503	523	522	597	629	587	655	1,479	1,127	1,258	1,247	1,133	16,934

注 裁定額の単位は百万円。なお、百万円単位で四捨五入しているため、給付別の額の合算と合計欄の額が一致しないことがある。



注 この表は、上記一覧表の各年度の申請件数及び裁定件数の合計欄の数を示す。

施行月日	改正内容	遺族給付金		障害給付金		重傷病給付金	改正の趣旨、経緯
		最高額	最低額	最高額	最低額		
昭和56年1月1日	【骨子】 給付金支給範囲：死亡と重障害 （障害等級：1～3級） 種類：「遺族給付金」と「重障害給付金」 支給制限：親族間犯罪、帰責性の規定 裁定：都道府県公安委員会	806	220	951	262		【給付額の考え方】 犯給制度は、加害者がてん補すべき損害に対して全額公費で支給する性格。したがって、損害賠償責任を根底に置いた原因者負担である他の公的給付制度を上回ること、また積極的社会公共のために尽力した結果被害を受けた場合の「警察官の職務に協力援助した者の災害給付」を上回することは、均衡上適当でない、また、損害賠償そのものである自動車損害賠償責任保険とは比較することはできないとの考え方に基づき給付水準を決定したもの。
昭和57年4月1日 昭和62年4月1日 平成6年4月1日	【骨子】 給付基礎額の増額（政令の改正）	845 936 1,079	同上 同上 同上	1,005 1,112 1,273	同上 同上 同上		（最高額）国会の附帯決議を踏まえ、他の諸制度との均衡等を参酌して、物価水準の上昇に伴う給付価値の減少を是正するため、改正が行われたもの。 3回の改正理由はほぼ同様。 引上げ率～昭和57年：5%、昭和62年：10%、平成6年：15% （最低額）他の給付制度と比較し、概ね妥当なものとなっているので引き上げ措置を講じないとしたもの。
平成9年4月1日	【骨子】 障害等級の拡大 ・ 1級から3級を 1級から4級へ拡大	同上	同上	同上	230 (新4)		【改正の趣旨】 身体を害する犯罪の被害を受けた者の現状にかんがみ、これらの者に対して障害給付金を給付すべき事由となる重障害の範囲を拡大したもの。 新第4級の倍数を規定するにあたっては、現行の障害給付金の倍数が労働基準法に定める障害補償の倍数にならっていることから、第1級から第3級の倍数とのバランスをとるため、新第4級の倍数についても労働基準法に定める障害補償の倍数にならぬ920倍とした。 （給付基礎額の最低額を乗じて得られた230万円が障害給付の最低額となる。）
平成13年7月1日	【骨子】 法律名の改正 犯罪被害給付金に関する規定の整備 重傷病給付金の創設 詳細：右表のとおり 障害給付金の障害等級の拡大 ・ 重障害を「障害」に改正 ・ 障害等級を14級にまで拡大 遺族給付金の被害者負担額の付加 ・ 死亡前の療養につき、3月以内の被害者負担額をあわせて支給 給付基礎額額の引上げ	1,573	320	1,849	18 (新14)	【重傷病の要件】 以下の要件具備 療養期間は、 ・ 加療1月以上の負傷又は疾病 入院期間は、 ・ 14日以上入院 支給対象期間は ・ 負傷又は疾病にかかった日から3月の間の自己負担相当額（保険診療分に限る）	【改正の趣旨】 犯給法施行後20年が経過し、他の公的給付の水準と比較して大きな隔たりが生じている現状にかんがみ、これまでの改正の経緯を踏まえた上で抜本的な見直しを行うこととなったもの。 （最高額）平成11年の賃金センサスを基準として給付基礎額の見直しを行ったもの。 （最低額）制定時以来据え置かれていたことから引き上げたもの。 給付額の減少を是正するため、制定時以来の物価上昇率（44%）分の引き上げを図ったもの。
平成18年4月1日	【改正の骨子（政令改正分）】 重傷病給付金の支給範囲の緩和 詳細：右表のとおり 【改正の骨子（規則改正分）】 親族間犯罪の支給制限の緩和 不支給事由の変更（親族範囲の見直し） ・ 原則不支給の親族範囲を夫婦、直系血族、兄弟姉妹に限ることとした ・ これら以外の3親等内の親族 不支給 2 / 3 減額支給 特例の改正 ・ DV等の夫婦間犯罪の特例 不支給 2 / 3 支給	同上	同上	同上	同上	【重傷病の改正要点】 入院要件の緩和 ・ 14日 3日へ ・ 精神疾患に係る入院要件の廃止 ただし3日以上 労務に服せない程度の症状を要す 支給期間の延長 ：3月 1年へ	【改正の趣旨】 基本計画において警察庁に求められている「犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大」を実現するため、重傷病給付金の要件、支給期間の緩和、拡充を図るとともに、親族間の犯罪にかかる支給制限の緩和を図ったもの。

平成18年度予算（警察庁 - 犯罪被害者対策関連）

経済的支援に関する検討会関連

ア 犯罪被害者等給付金（国費）

平成18年度予算額 1,473,210千円（内訳 現行制度分 1,302,713千円 制度改正分 170,497千円）

今回の改正内容等

(ア) 重傷病給付金の支給範囲等の拡大等

入院要件 現行 14日以上 改正後 3日以上（精神疾患の場合には3日以上労務に服することができない場合）

支給対象期間 現行 3ヶ月を限度 改正後 1年を限度

(イ) 親族間犯罪の支給制限緩和

DV法に基づく保護命令が発出されているなど、犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認める場合など

イ 性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費（補助金）（平成18年度・新規）平成18年度予算額 112,248千円

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用等を含む。）について、その精神的、経済的負担を軽減するために経費

ウ 身体犯罪被害者の刑事手続における負担の軽減に要する経費（補助金）（平成18年度・新規）平成18年度予算額 43,001千円

被害に係る初診料、診断書料や死体検案書料に係る費用を被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るための経費

エ 司法解剖後の遺体修復費（補助金）（平成15年度～）平成18年度予算額 54,455千円

遺族の精神的打撃に加え、司法解剖による遺体の損傷等による精神的被害を防止するため、解剖等による切開痕等を目立たせないようにする最低限の措置に要する経費

オ 司法解剖後の遺体搬送費（補助金）（平成16年度～）平成18年度予算額 55,477千円

遺族の経済的、精神的負担の軽減を図るため、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する経費

支援のための連携に関する検討会関連

民間に被害者支援団体等に対する活動支援経費（国費）（平成18年度・新規）平成18年度予算額 8,483千円

被害者支援活動に必要不可欠な存在となっている民間被害者支援団体に対する活動を支援し、関係省庁、地方公共団体等関係機関が意見交換や情報の共有化を図るための「全国被害者支援協議会」、「全国民間被害者相談員研修会」開催に必要な経費

民間団体への援助に関する検討会関連

ア 民間の犯罪被害者相談員の委嘱（補助金）（平成12年度～）平成18年度予算額 93,458千円

民間被害者支援団体のボランティア相談員を「民間の犯罪被害者相談員」として指定し、被害者等からの電話・面接相談業務を委嘱する経費

（平成18年度の増額理由）

対象団体（37 42）の増加及び相談員に対する部外講師による研修体制の強化（年2回 年12回）に伴う増額

イ 犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する直接支援業務の委嘱（補助金）（平成17年度～）平成18年度予算額 20,144千円

被害者等に対する公判出廷の付添い、病院の手配等の直接支援活動について、早期援助団体の直接支援員に委嘱するための経費

（平成18年度の増額理由）

対象団体の増加（8 10）及び直接支援員に対する部外講師による研修体制の強化（年2回 年6回）に伴う増額

ウ 民間被害者支援団体に対する広報啓発業務の委託（補助金）（平成18年度・新規）平成18年度予算額 54,600千円

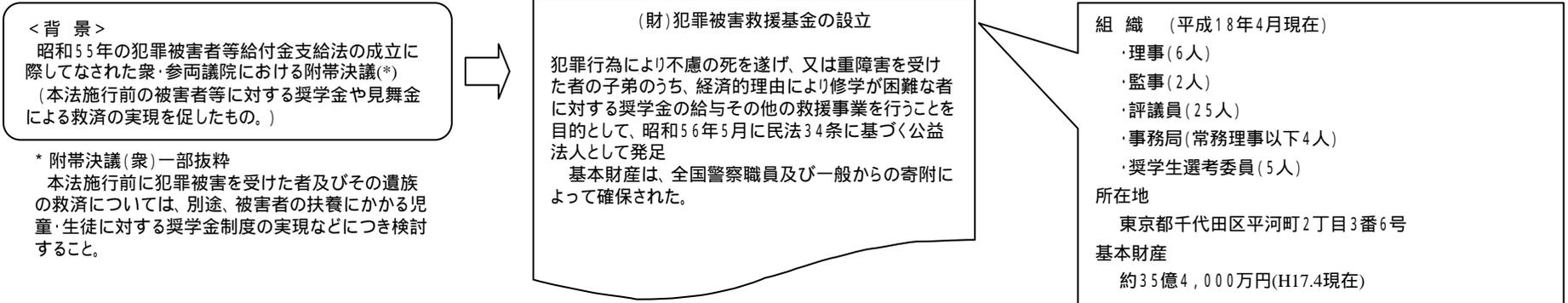
警察において民間団体との連携を更に強化し、被害者支援の充実を図るために被害者支援に対する各種広報活動や講演会等の啓発活動などの企画立案、管理運営等を民間団体に委託するための経費。

エ 民間に被害者支援団体等に対する活動支援経費（再掲）（国費）（平成18年度・新規）平成18年度予算額 8,483千円

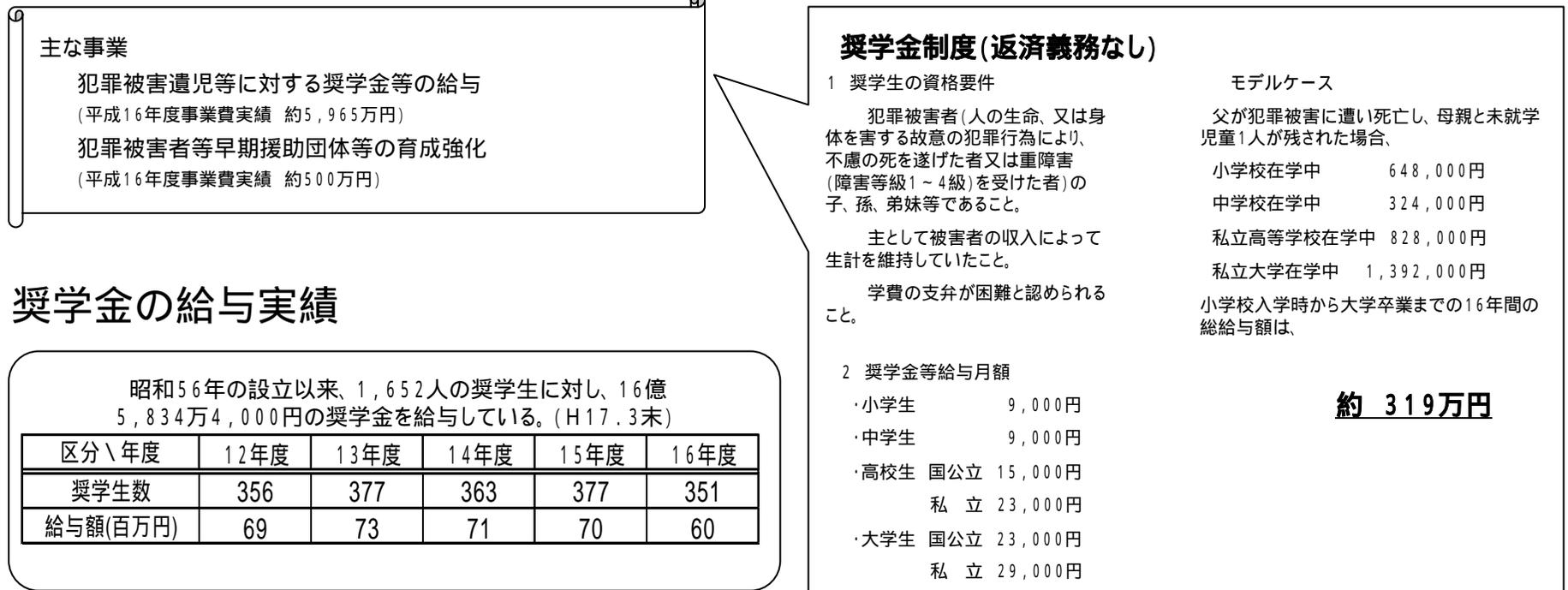
被害者支援活動に必要不可欠な存在となっている民間被害者支援団体に対する活動を支援し、関係省庁、地方公共団体等関係機関が意見交換や情報の共有化を図るための「全国被害者支援協議会」、「全国民間被害者相談員研修会」開催に必要な経費

(財)犯罪被害救援基金の概要

1 基金の発足



2 事業の概要



3 奨学金の給与実績

昭和56年の設立以来、1,652人の奨学生に対し、16億5,834万4,000円の奨学金を給与している。(H17.3末)

区分\年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
奨学生数	356	377	363	377	351
給与額(百万円)	69	73	71	70	60